

## 別紙標準様式（第7条関係）

## 会議録

会議の名称	平成25年度 第1回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（中宮保育所）
開催日時	平成25年9月3日（火） 18時30分から21時30分まで
開催場所	別館4階 第3委員会室
出席者	安藤委員・富岡委員・今西委員・藤井委員・向井委員・平原委員・中委員
欠席者	なし
案件名	1 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について 2 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準（案）と選考方法について
提出された資料等の名	資料1 枚方市立中宮保育所の民営化に係る社会福祉法人の選定について（諮問）写し 資料2 次第 資料3 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席表 資料4 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿 資料5 枚方市附属機関条例（枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会） 資料6 中宮保育所の民営化方針について 資料7 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案） 資料8 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）（関係書類一式） 資料9 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準（案） 資料10 選考審査の手順について（案） 資料11 今後のスケジュール（案） 資料12 枚方市審議会等の会議の公開に関する規程解釈・運用基準 資料13 枚方市情報公開条例 資料13-2 枚方市情報公開条例 第6条 補足資料
決定事項	・枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について確認した。 ・枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準（案）と選考方法について確認した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	案件1は公開。 案件2は公開することにより、自由かつ率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が著しく阻害されると認められる情報であるため非公開。

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 (事務局)	子ども青少年部 子育て支援室

## 審 議 内 容

### 【事務局】

ただいまから「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会」を開会いたします。

本日は委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただき深く感謝申し上げます。この審査会の会長が決まるまでの間、司会をさせていただきます子育て支援室長の金沢でございます。

本日の出席委員は7名でございます。委員数の2分の1以上のご出席を得ておりますので、本日の審査会が成立している旨、ご報告いたします。なお、後ほど会議録についてご審議いただきますが、委員会の会議内容の正確性を期すため、補助的に会議を録音させていただいております。

それでは、次に、お手元の次第によりまして、審査会を進めてまいります。本来であれば、市長から挨拶をさせていただくところではありますが、あいにく公務が重なっており、本日は木村理事よりご挨拶申し上げます。

### 【理事】

理事の木村でございます。

委員の皆様におかれましては、何かとご多用の中、本選定審査会にご出席いただきありがとうございます。

本市では、平成16年度の宇山保育所から本年4月までに3か所の公立保育所の民営化を実施いたしました。民営化により削減した経費を喫緊の課題であります待機児童対策や地域子育て支援の充実など、保育・子育て施策に活用しています。

現在、厳しい財政状況の中で、さらに保育・子育て支援サービスの充実を図るため、公立保育所民営化計画（中期計画）を策定し、宮之阪保育所、中宮保育所、北牧野保育所の民営化を進めているところです。公立保育所の民営化に係る法人選定では、毎回、本日の様な審査会を設置いたしまして、昨年度は宮之阪保育所民営化につきまして、委員の皆さまの熱心なご審議の上、運営法人の選考を行っていただき、現在、来年度の民営化に向け、滞りなく取り組みを進めております。

本市の保育行政は、公立保育所・私立保育所が協調して保育運営を行っていますが、中宮保育所におきましても子どもたちのことを第一とし、保育運営の引き継ぎができるよう、本日の案件でもあります募集要項をはじめ、今後、書類選考やプレゼンテーションなどによりご審議いただき、より良い運営法人を選考していただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

### 【事務局】

それでは、本審査会についてご説明をいたしますので、資料5の枚方市附属機関条例をご覧ください。

本条例の別表1市長の附属機関の中に本審査会がございます。わかりやすいよう付箋をつけておりますので、その箇所をご覧ください。

表の中で下から2行目に本審査会の記載があり、左端から名称、担当事務、委員定数、委員構成、

委嘱期間の順に規定しています。

それでは、本審査会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

資料4をご覧ください。

委員構成につきましては、まず、第1号の学識経験を有する委員といたしまして、京都文教短期大学教授の安藤和彦委員でございます。

**【委員】**

安藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

同じく、大谷大学准教授の富岡量秀委員でございます。

**【委員】**

富岡です。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

次に、第2号の社会福祉法人の経理に関する専門知識を有する委員といたしまして、税理士の今西義行委員でございます。

**【委員】**

今西でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

次に、第3号の民間による運営の移行を決定した保育所の保護者を代表する委員といたしまして、中宮保育所保護者会代表の藤井隆史委員でございます。

**【委員】**

藤井隆史です。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

同じく、中宮保育所保護者会代表の向井龍太委員でございます。

**【委員】**

向井です。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

次に、第4号の枚方市民生委員・児童委員を代表する委員といたしまして、民生委員・児童委員協議会中宮校区委員長の平原一憲委員でございます。

**【委員】**

平原でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

第5号の市民団体を代表する委員といたしまして、中宮校区コミュニティ協議会会長の中恒夫委員でございます。

**【委員】**

中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

本審査会は、以上の7人の委員で構成されます。各委員の皆様のお手元に市長の委嘱状を配付しておりますのでご確認ください。任期は答申をいただくまでとなります。その間、委員の皆様におかれましては、身分上は、地方公務員法に規定する特別職の非常勤職員になります。また、附属機関条例第9条に守秘義務について定めております。そのため、本審査会で知り得た情報については、漏らすことのないようご注意願います。

本審査会の庶務については、枚方市子ども青少年部子育て支援室で担当いたします。

ここまでのご説明で、何かご質問はございませんか。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の審査会の次第でございます。

資料3といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席表でございます。

資料4といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿でございます。

資料5といたしまして、枚方市附属機関条例でございます。

資料6といたしまして、中宮保育所の民営化について（中宮保育所の民営化方針）でございます。

資料7といたしまして、枚方市立保育所（中宮保育所）民営化に係る運営法人募集要項（案）でございます。

資料8といたしまして、枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）（提出一式）でございます。

資料9といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 選考基準（案）でございます。

資料10といたしまして、選考審査の手順について（案）でございます。

資料11といたしまして、今後のスケジュール（案）でございます。

資料12といたしまして、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程の解釈・運用基準でございます。

資料13といたしまして、枚方市情報公開条例でございます。

資料13の2といたしまして、枚方市情報公開条例 第6条補足資料でございます。

資料の過不足等、ございませんでしょうか。

それでは、次第5の会長の選出に移らせていただきます。

資料5「枚方市附属機関条例」をご覧ください。

第4条の規定により、会長を置くこととし、会長は、委員の互選により定めることとしております。会長は、どなたにお願いいたしましょうか。

**【委員】**

事務局に一任をお願いしてはどうでしょうか。

**【事務局】**

事務局に一任ということですが、各委員の皆様よろしいでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【事務局】**

それでは、事務局といたしましては、安藤委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【事務局】**

では、安藤委員に会長をお願いします。

以後の進行については、条例第5条第1項に基づき、会長が会議の議長となりますので、安藤会長よろしくお願いいたします。

それでは、安藤会長、恐れ入りますが、会長席へ移動していただきますようお願いいたします。

それでは理事から安藤会長に対して、審査会への諮問をさせていただきます。恐れ入りますが、安藤会長、その場でお立ち願います。

**【理事】**

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会会長様。

枚方市長竹内脩。

枚方市立中宮保育所の民営化に係る社会福祉法人の選定について諮問。

枚方市附属機関条例第1条2項の規定に基づき、平成24年12月に民営化方針が決定している枚方市立中宮保育所を運営する社会福祉法人の選定に関する審査について、貴審査会に諮問します。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

ありがとうございます。それでは、諮問書をお渡しいたします。よろしくお願いいたします。

先ほどの諮問書につきましては、皆様のお手元の資料1として、その写しをお配りしますので、ご確認ください。

なお、大変恐縮ではございますが、理事は次の公務が入っておりますので、ここで失礼させていただきますことをお詫び申し上げます。

**【理事】**

よろしくお願いいたします。失礼します。

**【事務局】**

それでは、これからの進行は会長のほうにお願いしたいと思います。

**【会長】**

会長のご指名をいただきました安藤でございます。ただいま、木村理事から諮問をお受けしました。しっかりと会議の運営を進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、審議を進めてまいります。

まず、附属機関条例第4条第4項に、会長が会議の出席に支障をきたした場合を想定し、あらかじめ職務を代理する副会長についても規定されており、同条第2項で会長が必要と認める場合は、会長が指名できることとなっております。私が会議に出席できない場合の代理として、副会長に富岡委員を指名したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【会長】**

ご異議がないようですので、副会長は富岡委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**【副会長】**

よろしくお願いいたします。

**【会長】**

それでは、会議を進めていきます。まず、本会議につきましては公開とするのか、非公開とするのか。公開の場合は会議の傍聴を認めることとなりますが、この点について、確認したいと思います。

それでは、公開・非公開について、事務局の説明を求めます。

**【事務局】**

資料12の「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 解釈・運用基準」をご覧いただきたいと思ひます。資料の2ページをお開きください。第3条で審議会等の会議につきましては原則公開することとしていますが、同条ただし書きで、(1)から(3)号に該当する場合は、公開しないことができるとしてひます。

次に、資料13の「枚方市情報公開条例」をご覧ください。資料の2ページをお開きください。「枚方市情報公開条例」第6条第1項で公開しないことができる情報を第1号から第8号まで列挙してひます。本会議では、第3号の法人等に関する情報、第6号の意思形成過程情報、及び第7号の事務事業執行過程情報を取り扱ひます。

続きまして、資料13の2の補足資料をご覧ください。第6条第3号では、法人等に関する情報ということが定められており、法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる場合に非公開とすることができるとされてひます。本会議で取り扱う情報としましては、特に、その下の解釈の4番(4)の経理、人事等の内部管理に関する情報が入つてひます。

また、第6号の意思形成過程情報につきましては、36ページ、表の大分類2、公開することにより、自由かつ率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が著しく阻害されると認められる情報という規定があります。本会議では、具体の法人選考基準を定める場合や法人選考を書類審査及びプレゼンテーションで行う場合は、これらの事由に該当しひます。

また、第7号の事務事業執行過程情報につきましても、39ページ、表の大分類1、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせると認められる情報などの規定があります。こちらにつきましても、先ほどと同様、具体の法人選考基準を定める場合は、これらの事由に該当しひます。

そのため、まず、案件①については、運営法人の募集要項について審議を行つていただくため、本日の選考会議の審議内容については、非公開とする事由に該当しないと考へてひます。

次に、案件②の運営法人選定審査会選考基準と選考方法についての審議につきましては、非公開とする事由に該当するため、非公開が適当と考へてひます。

#### 【会長】

ただいま、事務局からの説明がありましたがつ、行政の審議会や協議会などは情報公開制度の趣旨から、基本的に公開が望ましいと思ひますが、選考手続きを進めていく上で、公平性の観点などから非公開とする事も必要な事案もあります。そのため、案件①の運営法人の募集要項についての審議は公開とし、案件②の運営法人の選定審査会選考基準と選考方法についての審議については、非公開とするのが妥当と考へますが、皆様いかがでしょうか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【会長】

それでは、このかたちで進めてまいりたいと思ひます。本会議は案件①を公開、案件②を非公

開とします。

続きまして、本会議の会議録について事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

再度、資料12「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 解釈・運用基準」の6ページをご覧ください。会議録につきましても、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」の第7条で会議録の作成について定めています。審議会等の会議について第2項に会議の名称等を記載して会議の記録を作成すること、第3項に審議会では発言内容等について記録することとされています。先ほど会議の公開・非公開について議論していただきましたが、会議録につきましても、会議の公開・非公開にかかわらず作成することとされていますので、この会議につきましても事務局で会議録を作成し、委員の皆様のご確認を頂いた上で、会議録とさせていただきます。

なお、発言者の表記につきましても委員の皆様を活発な議論をお願いしたく委員の個人名は表記せず、会長、副会長、委員と表記したいと考えております。

会議録につきましても、事務局で作成し、委員の皆様のご確認をいただいた上で、会議録とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

#### 【会長】

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたとおり、会議録を作成することになりますので、各委員の発言は記録されますが、表記は会長、副会長、委員と表記されることとなりますが、よろしいでしょうか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【会長】

次に、本日の資料の取り扱いについて、確認したいと思いますので、事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

本日の会議資料につきましては、お手元の「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会」資料一覧をご覧ください。その中で、本日の案件の資料にあたります「7 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）」及び「8 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）」、「9 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準（案）」、「10 選考審査の手順について（案）」「11今後のスケジュール（案）」につきましては、これからご審議していただきます。これらの資料につきましては、募集要項や審査基準の考え方をご審議いただきますが、法人募集を開始するまで、事前に決定前の情報が出ることについて、公平性の観点から支障があると考えますので、これまでも本会議に係る資料は、会議終了後、事務局でお預かりしていただきました。それ以外の資料については、持ち帰っていただいても支障はありませんが、

今後も会議は続きますので審議を円滑に行っていただけるよう、資料につきましては、事務局によりお手元のバインダーに綴じまして、次回、会議開催まで事務局で保管させていただきたいと考えています。

**【会長】**

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたとおり、資料は全て、事務局で預かるということになりますが、よろしいでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【会長】**

次に、2回目以降の会議の公開・非公開について確認したいと思いますので、事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

今後の会議の案件については、法人選考に大きく影響を及ぼす内容であり、意思形成過程にあたることから、冒頭に会議の公開・非公開の際にご説明しましたように、以降の会議につきましては、非公開でお願いします。

また、答申をいただいた後に、議事録や資料を公開いたしますが、それまでの間は、委員名簿や各会議終了後に、審議内容の概要（進捗）について、ホームページを通じて公表してはどうかと考えています。

**【会長】**

ありがとうございます。ただいま、事務局から次回以降の会議について、非公開と資料の取扱いについて説明がありましたが、いかがでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【会長】**

会議運営事項の確認はこれで終了します。それでは、審議に入りたいと思いますが、最初に本会議の担当事務について押さえておきたいのですが、条例の別表に、担当事務について定めがあります。確認のために事務局の説明を求めます。

**【事務局】**

資料5の枚方市附属機関条例の第1条2項をご覧ください。「附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。」とあります。次に、付箋の部分ですが、

「民間による運営への移行を決定した保育所を運営する社会福祉法人の選定に関する審査」とあります。法人を選考するにあたり、募集要項及び選考方法の審議、応募法人によるプレゼンテーション等を行い、選考の結果、ひとつの法人を中宮保育所の移管法人として適当であると市長に報告をしていただきます。なお、会議の時間につきましては、1回あたり概ね2～3時間程度を考えております。ただし、審議の状況によっては、3時間を超える場合もあると考えられますので、その場合は調整をお願いすることになります。

#### 【会長】

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明のありましたとおり、本会議は市立中宮保育所の民営化に際して、中宮保育所の運営を引き継ぐ法人を選考することが目的です。このことを踏まえた上で、本日の案件に入りたいと思います。

次第8の案件①の審議として、「運営法人募集要項（案）について」とありますが、このことについて事務局の説明を求めます。

なお、より審議を深めるため、資料説明を一括で行うのではなく、区切りの良いところまで説明していただき、その都度、審議していくということではいかがでしょうか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【事務局】

それでは、資料6の中宮保育所の民営化についてをご覧くださいませでしょうか。平成27年4月1日から社会福祉法人に保育所運営を引き継ぎ、民営化後30人の定員増を行って、待機児童対策を進めていきます。併せて、民営化により削減した経費を私立保育所の増改築等による定員増などの待機児童の解消、一時預かりの拡大、地域子育て支援の充実などに充て、多様な市民ニーズに応えていくことを目的としております。

次に3. 民営化の実施方法でございます。保育所用地は無償貸与、保育所建物は無償譲渡とし、民営化後に運営法人が増改築を行い、30人の定員増を行います。なお、増改築に際しては、仮設園舎での保育が必要となります。

次に4. 民営化後の中宮保育所の運営内容についてですが、現中宮保育所の保育水準を確保した保育所運営を行い、保護者の多様な就労形態への対応や地域子育て支援事業の実施について、地域のニーズを踏まえて行っていただく考えです。

次に5. 民営化を円滑に進めるための措置につきましては、子どもたちのことを第一に考えた対応を検討する方針で進めてまいります。その上で、(3) 補助制度としまして、今回の民営化につきましては、待機児童の解消と仮設園舎の設置を伴う増改築を運営法人に担っていただくこととなることから、運営法人の負担軽減を図るため、市独自の補助金として、法人負担分、国の補助基準額の4分の1を助成する制度を創設しました。

なお、スケジュールや仮設園舎の予定地につきましては、この後の募集要項（案）で直近の内容でご説明させていただきます。

続きまして資料7. 枚方市立保育所（中宮保育所）民営化に係る運営法人募集要項（案）をご覧ください。この要項（案）につきましては、これまで民営化を行いました宇山保育所、蹉跎保育所、小倉保育所、宮之阪保育所の募集要項を基に、先ほど説明させていただきました中宮保育所の民営化方針の内容、これまでに中宮保育所の保護者並びに地域コミュニティの方々との話し合いにていただいたご要望を踏まえた上で作成しております。なお、具体的な内容につきましては、今後決定した法人との引き継ぎの際に協議を行ってまいります。

それでは、募集要項（案）1は移管する保育所の名称、所在地、定員等になります。

2は移管する時期をお示ししております。

3. 移管条件ですが、(1)保育所用地について、保育所敷地2,053㎡を契約により無償で貸し付け、(2)保育所建物等について、既設保育所建物やプール、遊具、備品等を契約により無償で譲渡します。

(3)保育所整備についての①新たな保育所の整備について、本市における待機児童の解消を行うため、既設保育所（建物、遊具、安全柵等）を撤去し、現敷地内に新たに保育所を平成28年2月までに整備し、定員増と併せて今回保護者からの要望にもありましたUV対策ガラスや床暖房の設置など、保育環境の向上に努めることとしています。②仮設保育所の整備について、枚方市が指定する仮設保育所用地に法人に仮設保育所を整備していただきます。その土地については、法人が用地所有者から契約により平成27年2月1日から平成28年3月31日までとして、有償で貸し付けを受けていただきます。また、法人には貸付期間が終了するまでに仮設園舎を撤去し、貸付開始前の現状に回復して土地の所有者に返還していただきます。この条件で土地所有者との確認がとれております。また、参考資料として8ページ以降に用地関係の資料を掲載しております。再度2ページに戻っていただき、③その他について、新たな保育所及び仮設保育所には、保護者や地域からの要望を踏まえまして、児童の送迎用の駐車場及び駐輪場の整備をしていただきます。その整備が困難な場合には、近隣の駐車場を借り上げるなどの対策を講じていただきます。新たな保育所及び仮設保育所の整備にあたっては、児童の安全対策はもとより、騒音対策など必要な措置を講じていただきます。

(4)保育所整備のスケジュールについて、平成26年度に基本・実施設計を作成し、仮設保育所の整備に着手していただきます。平成27年度には仮設保育所への移転、新たな保育所整備の着手、平成28年2月には利用開始ができるようにしていただき、3月31日には仮設保育所用地の返還を行っていただきます。

(5)は法律及び関係法令等の遵守についての規定となります。

(6)保育所整備に係る補助については、仮設保育所の整備や撤去の費用など、法人の負担が大きいことから、枚方市が国の補助金に加え、追加の補助を行います。

(7)は工事に係る法人の負担についてでございます。

(8)シックハウス対策については、建具も含めてしっかり対応していただくこととなります。また、この項目は保護者からの要望のあった項目でもあります。

(9)保育所整備にあたっては、事前に保護者や地域に説明を行うなど、誠意をもって対応することとします。

(10)協定書の締結になりますが、内容はこの要項と同じものとなります。

**【会長】**

ありがとうございました。今ご説明いただきましたように「運営法人募集要項（案）について」審議を行います。資料7の1. から3. 移管条件までで、ご意見のある委員さんおられますでしょうか。

**【委員】**

定員30人増加って、児童のことですよ。その時の先生の対応はどうなるんですか。

**【事務局】**

児童が30人増えることにつきましては、大阪府児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例にクラスの児童数に応じて先生が何人以上配置されないといけないということが定められておりますので、30人増えるということですので、先生もその基準に基づき増えることになります。

**【委員】**

3. 移管条件(8) シックハウス対策についてですが、実際に行ったかどうか検証する方法はあるのでしょうか。

**【事務局】**

当然法人が施設を整備する時に設計会社、施工業者と契約することになりますが、その時々に応じて、どのようなかたちで整備していくのかということも設計を審査する機関や施工業者において対応するということになります。

**【委員】**

審査機関が一度行うだけなんですか。シックハウス症候群は一度なったら何年か経ったら再度なることがあるんです。例えば10年後、シックハウスになった時の市の対応はどうなるんですか。それは法人対応になるんですか。

**【事務局】**

言われているように、後になってからシックハウスになるお子さんもいるかと思います。そのような時は当然、市も入りまして、法人、該当するお子さんの保護者の方と話をさせてもらって、対応方法を考えます。

**【委員】**

その場での対応ということですね。審査が一度ではなく、何年かに一度ということはいきませんか。

**【事務局】**

シックハウス症候群は経年で症状が薄れていきます。基本的にはその場での対応になります。

## 【会長】

よろしいでしょうか。続いて、資料 7 の 4 応募資格及び条件について、事務局から説明をお願いします。

## 【事務局】

3 ページの 4. 応募資格及び条件をご覧ください。(1) 平成 25 年 9 月 1 日現在で、児童福祉法第 7 条に規定する保育所を大阪府内において、引き続き 10 年以上運営している社会福祉法人であること。また、児童福祉法第 7 条に規定する保育所を大阪府内において、引き続き 10 年以上運営している社会福祉法人で、法人本部を大阪府内に設置していることを条件としております。

続きまして (2) 保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。

(3) 法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが運営すること。

(4) 移管前の保育内容を行事も含めて引き継ぐこと。なお、保育制度の改正や社会状況等の変化により、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項」の内容に変更が生じる時は、枚方市と法人で協議の上、変更するものとします。

(5) 枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。

(6) 及び (7) は理事長と施設長に関することとなります。

(8) 保育所運営について、①定員は 90 人とすること。

②開所時間は現行通りとしますが、ニーズがあれば午後 7 時を超える延長保育の実施を検討すること。

③保育所休所日や④保険につきましては、現行通りとします。

⑤施設は、原則として保育所運営以外に使用しないこと。

⑥保育所運営については、大阪府条例等を遵守することとします。ただし、職員配置については、本要項の「4 (10) 職員について」によるものとします。

⑦危機管理体制を構築するとともに、安全対策について必要な措置を講じること。

(9) 保育内容等についてですが、①保育内容については、大阪府条例等を遵守することとします。

②障害児保育を実施すること。

4 ページに移っていただいて③食物アレルギー児については、子どもの状況に応じて除去食、代替食などの対応を行うこと。

④健康診断については、内科検診、ぎょう虫検査及び尿検査を年 2 回、歯科検診を年 1 回実施すること。

⑤地域子育て支援事業を枚方市安心子育て応援事業補助金交付要綱に基づき実施すること。

⑥民営化後、概ね 1 年以内に福祉サービス第三者評価を受けること。

⑦その他、中宮保育所では行われていない園行事、給食、食育、児童の健康管理等について、法人の考えを示すこと。例えば、公立保育所では実施されていない完全給食を実施する等があります。

(10) 職員について、①保育士の配置については、大阪府の条例を遵守するほか、1 歳児は児童

5人に対し、保育士1人以上の配置基準とすること。

②保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること。

③看護師を配置すること。また、国の制度に沿って病児・病後児保育事業の体調不良児対応型の実施について検討すること。

④中宮保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用について検討すること。その点についても保護者から要望を受けており、これまでの事例でも積極的に採用していただいております。

⑤苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員も配置し、苦情に対して適切に対応すること。

⑥大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」の設置に努めること。

(11) 引き継ぎ等についてですが、①枚方市と合同で保護者説明会を法人決定後、速やかに開催するとともに必要に応じて随時行うこと。

②保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各1年間設置し、必要に応じて懇談を行うこと。また、機関終了後も、市の求めに応じて懇談を行う場合があります。

③移管1年前から、施設長予定者等は、随時、中宮保育所を訪問し、年中行事の当日参加や企画段階からの参加、障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認を含め、保育内容等の確認を行うこと。この項目につきまして、以前から実施しておりますが、保護者からの要望に応じた項目となっております。さらに中宮保育所の保育士と引き継ぎのための保育の実施計画作成の協議を行うこととしています。

④平成27年1月から3月の3か月間「共同保育」を実施し、法人は各クラスに保育士を配置すること。なお、保護者会から延長してほしいとの要望を受けておりますが、これまでも3か月間でしっかりと行っていただいております。これまで通りとさせていただきます。なお、法人への現地説明会で応募いただいた法人にも説明させていただきます。

⑤看護師、調理員についても、「共同保育」期間中に随時派遣し引き継ぎを受けること。

⑥共同保育期間中にクラス担任予定者等は、枚方市の保育士とともに保護者との個人懇談を行うこと。

⑦移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問するときは、協力すること。なお、「共同保育」に係る費用については、枚方市が必要と認めた額の範囲内で負担するものとします。

(12) その他についてですが、①保育所名については、「中宮」の名称を残すこと。この点につきましても要望を受けております。また、クラス名についても同様となります。

②保育所内に設置されている卒園製作等の記念物を撤去する場合は、事前に保護者の意見を聞くこと。この中には、保護者会からの寄贈品も含まれております。

③園の運営に当たっては、保護者及び地域に対して誠意を持って対応すること。

④既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにすること。ただし、新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施

すること。

⑤中宮保育所の保護者が、移管が決定した法人が運営している保育所の見学を要望した場合、可能な限り協力すること。

⑥保育所設置負担の手続きの項目になります。

⑦自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員等を配置すること。

⑧家庭及び地域と連携して中宮保育所の保育が展開されるよう配慮すること。

**【会長】**

ありがとうございました。それでは、皆さん、項番4の中でご意見はありますでしょうか。

**【委員】**

共同保育を3か月間行うということですが、これは市が3か月しか認めないということですか。

**【事務局】**

本市ではこれまでの民営化に際し、3か月間の共同保育を行っております。

**【委員】**

期間が短いという意見も出ていますが、期間を延ばすということはないんですか。

**【事務局】**

確かに要望はいただいておりますが、これまでから3か月間の共同保育の中でしっかりと引き継いでいただいておりますし、今回もその中で引き継ぎを行っていただきます。ただ、共同保育は3か月間ではありますが、保育の引き継ぎ自体は4ページの③にありますように1年かけて行われております。その中でしっかりと中宮保育所の保育を引き継いでいってまいりますので、このままの内容で行っていくつもりです。

**【委員】**

それでは、この3か月の内容はどういうことを行っているものなんですか。

**【事務局】**

クラス担任が0～5歳児までの全てのクラスに入って保育を引き継ぐというのが共同保育の内容です。

**【委員】**

1年間かけて行うというのは、どういった内容なんですか。

**【事務局】**

1年間というのは、次の園長になる方、主任の先生等が随時園を訪問して行事等の引き継ぎを行うものです。

**【委員】**

運動会等の行事についても、意見交換を行うだけではなく、実際に実務を経験してもらいたいと思います。

**【事務局】**

小倉保育所では引き継ぎの始まった4月1日から新しく園長になられる方、主任になられる方には来てもらっていました。例えば誕生会にも来ていただいて、子どもたちの顔と名前を覚えていただきしてきました。お泊まり保育や運動会等、大きな行事だけではなく、準備段階から会議にも入っていただいて、どのようにしていくのかということを知っていただき、当日にも来ていただくということをしておりました。園長先生や主任の先生以外に、担任になられる先生方にも行事の時に来ていただいたり、プールの時期にはどのように入っているのかを知っていただくために子どもたちと一緒にしてもらいました。9か月の間に何度もたくさんの先生に来ていただいて、子どもたちとの距離はぐっと縮まって、1月からの共同保育にスムーズに入っていただくことができました。そういうことから、その点は安心していただければと思います。

**【委員】**

1年間の引き継ぎにあたっての子どもたちの反応はどうなんですか。

**【事務局】**

子どもたちは、新しい先生が来た時にはすごく喜んで先生の周りに集まったりして、一緒に遊んだりしていました。

**【委員】**

行事の参加等には、来てくださいと要請をしたんでしょうか。

**【事務局】**

要請はしておりません。スケジュール表を予め渡して、お知らせはしていました。

**【委員】**

仮に法人の都合で全ての大きな行事に参加できないことがある場合について、出席については法人の任意なのでしょうか。

**【事務局】**

(11) 引き継ぎ等につきましては、日々の保育だけではなく行事も引き継いでいただくことが明記されておりますので、任意ではなく当然引き継いでいただくことであると認識しております。仮に、その点がご心配であるのであれば、プレゼンテーションの際に委員の皆様から法人に確認する機会がありますので、その時に行事に必ず参加するの意向について確認していただければと思います。ここに明記しておりますように、行事には必ず参加していただく必要があります。

任意ではないと位置づけております。

#### 【会長】

それでは、事務局から続きの説明をお願いします。

#### 【事務局】

5 ページの保育所運営申込書等の配布についてをご覧ください。配布につきましては、募集要項決定後に速やかに手続きを行います。配布日時は平成 25 年 9 月 13 日（金）から 10 月 28 日（月）までとして、募集要項等は市のホームページからダウンロード、もしくは子育て支援室にて配布となります。

続きまして、6 ページの 6. 申込受付及び場所につきまして、受付日時は平成 25 年 10 月 18 日（金）から 10 月 28 日（月）までとして、子育て支援室への持参のみの受付とします。また、今回は仮設園舎予定地が民有地となることから、法人との認識を高め、円滑な施工が行えるよう、法人には平成 25 年 9 月 29 日（日）開催の現地説明会への参加を今回から義務付けております。

7. 提出書類ですが、別紙資料 8「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて」に定める各種書類となります。後ほど説明させていただきます。

次に、先ほども少し触れておりますが、8. 説明会の開催及び現地見学会につきましては、これまでと同様に現地での説明会を行います。なお、見学会は保育に影響が出ないよう、9 月 29 日（日）を予定しております。

7 ページに移りまして、9. 募集した条件等について、法人からの質問とその対応をこの項目でまとめております。

10. 選考及び決定ですが、これは直接選考にかかってくるところであります。(1) 本選定審査会において審査を行い、その選考結果を踏まえて、枚方市が決定します。

(2) 選考は、提出された書類及び理事長等によるプレゼンテーションにより行い、別に定める選考基準に基づき採点を行い、最高点となった法人を選考します。また、その内容については会議録として、後日、公表します。

(4) 応募法人が 1 法人の場合、選定審査会において採点を行い、別に定める基準点を満たしていることを条件に選定します。

(5) 選考結果については、書面で通知し、また、法人決定後、市のホームページで公表します。

(6) 応募締切後、応募された法人名を市のホームページで公表します。

(7) は提出書類の情報公開について記載しております。

(8) 法人決定後、選考された法人の様式 9[提案内容概要書]については、保護者等への説明資料として活用します。

続いて参考資料となります 8 ページと 9 ページをご覧ください。中宮保育所の位置図や仮設園舎の図になっております。

10 ページは中宮保育所と仮設保育所用地の概況になります。

11 ページ以降につきましては、募集要項に規定しております、各種要綱となっております。

#### 【会長】

ありがとうございました。5 保育所運営申込所等の配布から最後までで、ご意見のある方おられますか。

**【各委員】**

ありません。

**【会長】**

それでは、事務局から資料 8「枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）」の説明をお願いします。

**【事務局】**

応募法人から提出を求める書類としましては、ここに記載しております様式 1～22 までとなります。

様式 1. 保育所運営申込書になります。

様式 2. 応募に至る動機・目的になります。

様式 3. 経営方針・保育所運営方針になります。

様式 4. 保育所事業計画書になります。

1. 保育所運営について。保育理念や定員、開所時間など 6 項目になります。
2. 保育内容等について。保育内容、障害児保育、食物アレルギーなど 8 項目になります。
3. 職員について。保育士の配置や採用及び構成など 5 項目になります。
4. 引継ぎ等について。保護者説明会や三者懇談会など 5 項目になります。
5. その他について。保育所名や保護者への対応など 6 項目になります。

様式 5. 保育所整備計画書になります。新たな保育所と仮設園舎に対する基本的な整備計画、整備内容について記載しております。前回の宮之阪保育所の時には、図面を用意する法人もありましたが、短期間の作成で不確実な部分もあるため、その部分を採点することは公平性の観点から、今回は※2 に審査の対象にはならない旨を記載しております。

様式 6. 資金計画書になります。今回新たな保育所と仮設保育所の整備があつて、整備にかかる負担がありますので、資金の調達について記載する項目になります。

様式 7. 法人理事長及び施設長予定者の履歴書になります。

様式 8. 財産目録になります。

様式 9. 提案内容概要書になります。各法人の提案内容がコンパクトにわかるようになっております。また、決定した法人の保護者会で活用させていただくこととしております。

様式 10. 応募状況報告書になります。今回は同時期に北牧野保育所も公募しておりますので、競争性を保つため、2 か所の応募を可能としております。そのため、各法人の応募状況を確認するための報告書となっております。

これまでが様式として定めているものですが、それ以外の提出書類等としまして、添付 11～22 までがあります。

添付 11. 本部会計の貸借対照表となります。

添付 12. 施設会計の貸借対照表となります。

添付 13. 本部会計の決算所一式となります。

添付 14. 施設会計の決算所一式となります。

添付 15. 本部会計の予算所一式となります。

添付 16. 施設会計の予算所一式となります。

添付 17. 法人調書となります。

添付 18. 保育所調書となります。

添付 17 と 18 につきましては、法人が大阪府等の法人指導課に提出したものととなります。

添付 19. 平成 25 年度以前の直近で行われた大阪府法人指導課の現地監査の結果及びそれに対する回答文書写しになります。

添付 20. 法人定款となります。

添付 21. 応募法人が現在運営している保育所の保育目標、保育内容のわかるものとなります。なお、パンフレットでも差し支えないものとします。

添付 22. 応募法人の園で整備している危機管理体制及び安全対策に関するマニュアル等となります。

以上が提出書類等の説明になります。

**【会長】**

ありがとうございました。資料 8 関係書類で、ご意見のある方はおられますか。

**【各委員】**

ありません。

**【会長】**

今回いただきましたご意見につきましては、大幅な修正はなかったと思いますので、皆様から頂きましたご意見を踏まえ、今後の手続きを円滑に行うため、今回の資料の修正につきましては、会長である私に一任していただけますでしょうか。また、修正後の資料は、後ほど事務局から皆様に連絡してもらいます。いかがでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【会長】**

ありがとうございます。それでは事務局と調整して作業を進めてまいります。

次に、案件②の運営法人選定審査会選考基準（案）と選考方法について、の内選考基準（案）について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、資料 9 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準（案）をご覧ください。こちらの確認する内容につきましては、先ほどご確認いただきました募集要項の各項目と一致しております。

表の見方について説明させていただきます。選考基準といたしまして、募集要項の内容を大きな項目として、1～7 に区切って整理しております。

1. 応募法人の経営等に関する事項。
2. 保育所運営に関する事項。
3. 保育内容等に関する事項。
4. 職員体制に関する事項。
5. 引継ぎに関する事項。
6. 保護者等への対応に関する事項。
7. 保育所整備計画に関する事項。

それぞれの募集要項の内容に応じて事項を設けております。47 項目あり、左端に 47 までの番号をつけております。この要求事項番号の次の列に募集要項と書いておりますが、資料 7 運営法人募集要項に記載しております要番になります。例えば要求事項番号の 3 ですが、この欄の募集要項には 4 (2) と書いております。募集要項と確認していただく際の目次番号として考えていただければと思います。

募集要項の横の列の確認書類等になります。確認していただくのがどの書類、様式なのかを表示しております。法人に提出していただきます書類にも同じ番号がつけてありますので、審査の時にどの様式に法人の考えが記されているのかを探す時の目次として活用していただければと思います。

27 をご覧いただきたいんですが、27 のように確認書類等の中に様式 7 履歴書と書かれていて、その下にプレゼンテーションと書かれてあります。こちらは書類だけではなく、プレゼンテーションでも確認していただく内容となっております。

確認書類等の横の列に事項区分と記載されております。これは各項目が確認事項になるのか、提案事項になるのかを表しております。確認事項と提案事項の違いですが、例えば確認事項は要項の中で、「保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること」といったように、「～すること」という条件付けをしている項目となります。この項目を満たしているかを確認していただくために、確認事項としています。確認事項に対しまして、提案事項というのが、「ニーズがあれば午後 7 時を超える延長保育の実施を検討すること」など、法人に検討を促して、法人の考えを訊くような項目を提案事項としております。

続きまして、事項区分の横の列の確認する内容の欄になります。審査する時のポイントを要項の内容に基づいて表示しております。

その横を配点の欄としております。2 点、1 点、0 点を基本に採点していただきます。採点につきましては、2 ページの下に記載しております採点にかかる注意事項をご覧ください。確認事項を満たしている場合は 1 点とします。確認事項を上回る場合は 2 点とします。確認事項を下回る場合は 0 点とします。1 点を基準に採点していただくこととなります。ただし、4 については、保育所を整備し、運営していただくために必要な資金が確保できるかという非常に重要な項目ですの

で、点数を3倍としております。また、43と44につきましても、新たな保育所及び仮設園舎の整備が、国・府基準等の関係法令を遵守した整備計画となっているかという重要な項目ですので、点数を2倍としております。また、1点のみの表示の項目があります。これは必須事項としております。そのため、必ず実施していただく項目となりますので、実施することが確認できれば1点の評価となります。例えば7「90人の定員となっているか。ただし、平成28年4月1日までに、120人定員となっているか」、9「開所時間は7時から19時となっているか」などが該当します。次に、提案事項につきましては、提案がなければ0点、実施可能な提案であれば1点、実施可能かつ提案が優れていれば2点とします。こちらは0点を基本としております。なお、提案事項は全部で8項目あります。

配点欄全体をご覧ください。各項目で基準となる点数に網掛けをしております。例えば確認事項では1点に網掛けをしております、提案事項では0点に網掛けをしております。採点に際しましては、確認書類等の欄にお示ししております様式等で確認をしていただきますが、書類で確認できない場合がありますら、書類審査の後にプレゼンテーション審査を行いますので、プレゼンテーション審査時に確認ということになります。

2ページ下の配点についてをご覧ください。満点は100点となります。確認事項がすべて満たされていて提案のない場合は45点となります。

資料9については以上となります。

#### 【会長】

ありがとうございました。案件②の選考基準（案）について、ご意見、ご質問がある方はおられますか。

#### 【委員】

4の資金についてですが、こちらはどなたに確認すればわかるんですか。

#### 【事務局】

今回、委員の中に財務に関する専門家として、今西先生がおられます。こちらにつきましては、応募法人の審査の前に今西先生からどういう状況なのかということの説明していただいた上で判断していただければと思います。

#### 【委員】

この選考基準は今の段階では案なので、こちらでこういう項目を追加してほしいということはあるんですか。

#### 【事務局】

こちらの事項はすべて募集要項と確認書類に対応しております。ですので、何かを追加しようと思えばそれに対応する何かを決める必要がありますし、何に基づいて審査をするのかという根拠も考えていく必要が出てきます。そういうものがありましたら委員の皆様で話し合ってくださいということになります。仮に、これが必要であるということがございましたら、提案していただければ

ばと思います。

#### 【会長】

よろしいでしょうか。では次に、選考方法について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

#### 【事務局】

それでは資料 10. 選考審査の手順について（案）をご覧ください。手順につきましては、大きく 4 つに分けています。

1. 書類審査になります。
2. プレゼンテーションになります。
3. 運営法人の選考になります。
4. 報告書になります。

それでは、1. 書類審査をご覧ください。提出書類の説明になります。これは、応募のあった法人から提出された書類を事務局から内容の説明を行います。次の手順では選考審査表（仮審査用）で確認します。各法人の提出書類を「選考基準」に基づき、採点を記入していただきます。採点の途中で不明な点は適宜質問していただき、専門分野の委員や事務局からの見解を述べさせていただきます。次に選考審査集計表（仮集計）になります。採点していただいた各委員の採点を事務局で仮集計をさせていただき、委員の皆様にも名前を伏せた状態で配付させていただきます。例としまして、次のページの資料 10 のようなものになります。この表の右側に各委員ごとの採点結果を記載しております。一番右に採点集計結果として合計点を記載しております。総合計は 3 ページの右下になります。この例の採点内容については、後ほど説明させていただきます。

資料 9 に戻っていただき、次に 2. プレゼンテーションになります。プレゼンテーションにつきましても、法人のプレゼンテーションが終わりましたら、プレゼンテーションについての項目を採点していただきます。プレゼンテーションの中で書類審査で確認できなかった項目や、やりとりの中で評価が変わることがあれば、修正していただくことを可能としております。プレゼンテーション後は再度仮集計させていただき、書類審査と同様に事務局で仮集計を行い、その結果をもとに意見交換をしていただきます。

意見交換後、3. 運営法人の選考の段階に移ります。法人の選考ということで、選考審査表（本審査用）に新たに採点をしていただきます。次の選考審査集計表の段階に移ります。これまでの選考審査集計表の本審査用にまとめたものを名前を伏せて配布いたします。その結果をもとに法人を決定します。その方法としまして、選考審査集計表に基づいて、3 つの条件を満たしていることを条件に法人を決定します。

- ①基準点合計の 315 点以上を満たしていること。これは 45 点×7 人の合計点となっております。
- ②各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人。これは例としまして応募数が 2 法人で、甲法人が 560 点で、乙法人が 530 点の場合、甲法人の総合計が高いということになります。
- ③委員ごとに総合計を比較し、最も多くの委員が甲法人に最も高い点をつけた場合。ただし、総合計が同点の委員は、甲法人を選んだものとします。また、委員数が同数の場合も、甲法人を

選んだものとします。事例としまして、2法人から応募があった場合と、3法人から応募があった場合をケース1、ケース2で表しております。いずれの場合も甲法人を選んだ委員が最も多いので、この場合は①の総合計が最も多い法人と②の最も多くの委員を選んだ法人の両方の条件を満たしていますので、ケース1、ケース2ともに甲法人の決定となります。

このような手続きをなぜ行うのかというと、資料10の3ページをご覧ください。この資料の中では例として、2法人から応募があった場合になります。7人の委員で採点をしていただいた結果、総合計が573点で乙法人が最も高い点数となります。各委員の総合計を見ていただきますと、G委員以外の6人は甲法人を選んでおります。これは極端な例になるんですが、G委員一人が甲法人に0点、乙法人に100点をつけており、その他の各委員の結果よりも総合計の結果がG委員一人の結果に優先されるという例になっております。このような例は起こり得ないと思っておりますが、選考方法の制度の中では可能となっておりますので、このようなかたちで法人を決定することは避けたいと思っております。皆様の採点のレベルを合わせていただきたいと思いますので、そのため、2のプレゼンテーション終了後の意見交換を行っていただきたいと思います。3の運営法人の選考の段階では、ほとんどの場合、①基準点が315点を満たしており、②各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人、③委員ごとに総合計を比較し、最も多くの委員が甲法人に最も高い点をつけた場合の3つの条件を満たすと思っております。万が一の場合に備えて3つの条件を満たした法人を選考したいと考えております。以上になります。

**【会長】**

ありがとうございます。案件②の選考方法（案）について、ご意見、ご質問がある方はおられますか。

**【各委員】**

ありません。

**【会長】**

案件②については、概ね、事務局案で了承されたかと思っております。選考基準と選考方法は事務局案といたします。万が一選考基準と選考方法に変更が生じた場合、私と事務局で調整をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【会長】**

事務局のほうから、選考に関わることで、その他、何かありますか。

**【事務局】**

今回の第2回審査会から、選考を行っていただきます。その際、公平な選考という観点から、

応募のあった法人の代表者、理事の血縁の方またはその法人が運営している保育園に勤務されている方などにつきましては、審査委員としましては、利益相反の恐れがありますので、まず、採点に関しましては、ご辞退いただくことが適当ではないかと考えていますが、いかがでしょうか。公募してみないとわからない中ではありますが、応募結果を踏まえ、次回の選考の前にそのようなケースに該当する場合は、お申し出いただき、この場でご確認いただいた上で、採点しない場合の詳細な取扱いについては、改めてご審議いただければと考えています。この点につきまして、公募に先駆けて、ご審議をいただく必要があるのではないかと考え、ご提案させていただきます。

#### 【会長】

ただいま、事務局から提案がありましたが、現時点ではまだ、どの法人から応募があるのかわからない状態ですが、公募前に公平性の観点から、事務局からの説明のあった事態が生じた場合の対応をはっきりさせておくということですが、皆様、事務局の説明どおりで、よろしいでしょうか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【会長】

それでは、その様なことが生じるかは、現時点ではわかりませんが、まずは、応募法人の関係の方につきましては、採点をご辞退いただくということで、お願いいたします。

以上で、選考方法については、概ね、事務局案で了承されたかと思えます。なお、次回、第2回の書類選考の前にもう一度、皆さんと選考方法については、応募法人の関係者に該当するかを含めて、ご確認を行いますのでよろしくお願い致します。

ここで再度、委員の皆さんにお願いしますが、本日、審議していただきました選考基準や選考方法に基づき次回、採点を行うこととなります。

今後、法人の募集を行うに際し、本日の内容が外部に漏れることで、公平な選考の妨げになってしまいます。あわせて、委員には守秘義務が課せられていますので、くれぐれもご注意ください。

それでは、事務局から、法人決定までの「今後のスケジュール（案）」について報告をお願いします。

#### 【事務局】

法人決定までのスケジュールについて、ご報告いたします。資料11の今後のスケジュール（案）をご覧ください。募集要項で説明した部分につきましては、省略しながら説明させていただきます。

9月13日から応募書類の配布を開始し、10月28日に応募申請を締め切ります。その後、書類審査に向けて書類の準備をさせていただきます。第2回選定審査会の場で、書類審査を行っていただきたいと思います。また、第3回はプレゼンテーションと選考という事で11月23日

を予定しており、恐らく1日かかると思っておりますが、皆様のご都合を教えてください。

**【会長】**

ここで一度、会議を一旦中断します。

.....

**【会長】**

それでは、会議を再開します。事務局からスケジュールに関する説明を再開してください。

**【事務局】**

それでは、11月15日（金）の第2回選定審査会では、はじめに、選考審査の手順を再度ご確認いただいた後に書類選考を行っていただきます。また、応募がありました法人1件ごとに事務局が申請書類を読み上げた後、仮審査をしていただきます。そのため、法人の数だけこの作業を行っていただきますので、多くの応募がありましたら、2時間の予定ですが、終わらない可能性があります。その場合、続きは11月18日の第3回選定審査会で行っていただきます。

また、応募のあった法人と日程調整いたしますが、委員の皆様の中で法人が運営する保育園の見学を希望される場合、見学会を11月11日（月）の週で予定をしています。詳細については、第2回の選定審査会時にご説明します。

次に、11月29日（金）には、午前9時からプレゼンテーションのための選考会議を開催させていただきます。プレゼンテーションの場合、1法人あたり質疑を含めて約45分としており、応募法人の数にもよりますが、プレゼンテーションについては、5時間程度は必要かと思えます。

さらに、同じ日に法人の選考も行っていただきますので、迅速な会議運営に努めさせていただきますが、どうしても1日がかりになると思えますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

**【会長】**

事務局から今後のスケジュールについて説明がありましたが、委員の皆様大変だとは思いますが、皆さん協力しながら、次回からの審査を行っていきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

また、これは会長としての意見ですが、法人経理については、なかなか我々では判断できない部分、難しい部分になるように思えます。法人経理の分野については、専門家の今西委員に事前に集中的に見ていただき、次回の選定審査会の時に説明いただければと考えていますが、今西委員、事務局いかがでしょうか。

**【委員】**

わかりました。

**【事務局】**

ありがとうございます。

**【会長】**

今西委員に事前審査を了承していただきましたので、事務局は今後、今西委員と日程調整を行い、事前に審査をお願いいたします。

**【委員】**

資料7. 移管条件について、保護者会からの希望を聞いていただきたいと思います。移管条件に入れることの是非と理由について、全委員に意見を求めたいと思います。枚方市は暑いので、紫外線から子どもを守るために、UV加工の窓を設置してほしいという意見がありました。

**【事務局】**

資料7の1ページをご覧ください。シックハウスについては保護者会から要望をいただいておりますが、シックハウスというよりもどちらかというと(3)保育所整備に該当すると思いますので、UV対策についても法人に求めていきたいと考えております。現地説明会がありますので、そちらで法人にUV対策について、保護者会から意見があったことを説明し、それを踏まえて法人が提出した提案内容等を委員の皆様で判断いただければと思います。

**【委員】**

UV対策は必要と考えますか。

**【委員】**

それは子どもが過ごす時間の長い保育室等に限定しないと費用面で難しいと思います。その部分を保護者と、移管先の法人と話し合っていくべきだと思います。

**【委員】**

入れるほうがいいということですね。

**【委員】**

最小限になるかもしれませんが、必要な部分については言っていいただければと思います。

**【委員】**

他の委員はどうですか。

**【委員】**

説明をして意見をうかがってみればいかがでしょうか。

**【委員】**

他の委員、どうでしょうか。

**【副会長】**

今お話があったように説明をしていただけるということはいいと思います。保育実践ということになりますと、話がずれるかもしれませんが、例えば室内にUV対策をするということもあるんですが、紫外線ということになると、外遊びもあります。外遊びは子どもの育ちを考えると必要なことですので、園庭のみならず園外に出ることも非常に大事なことだと思います。そのようなことも含めて園の環境整備等、保護者の方も一体となって、子どもの育ちを考えた外遊びとか、その部分のご理解も同時にしていただいたほうが、よりよい保育を考える上ではとても重要なことだと思います。設備に関しては今おっしゃったところでご要望として出される、あるいはプレゼンテーションの時に確認すべきだと思います。

**【委員】**

他の委員、どうでしょうか。

**【委員】**

ご提案していただけるということですので、きっちりお答えいただいて、プレゼンテーションの時にご確認いただければ、概ね大丈夫かなと考えております。

**【委員】**

最後に会長、お願いします。

**【会長】**

保育所は誰のためにあるのかというところを基本として考えていけば、色々な問題が出てくると思います。それをどのスタンスで考えるかということが、それぞれ委員さんのスタンスをはかれると思います。今も色々な個々の問題が出てきたと思います。その時にそれぞれ委員が自分のスタンスで責任を持って評価をするということだと思います。子どもの命を守らないといけないということは原点にあるので、そういうところを見ていく。そういう必要があると私は思います。

**【委員】**

ありがとうございました。保護者会で検討してみます。

**【会長】**

よろしいでしょうか。これで本日の案件はすべて終了しました。次回の会議日程を事務局からお願いします。

**【事務局】**

今回の会議は、11月15日（金）に市役所のほうで場所を確保したいと思っております。案内を後日させていただきます。審議内容は、応募法人の書類審査等についてのご審議をお願いしたいと考えています。よろしくお願いいたします。

**【会長】**

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会します。これで本日の会議は終了いたします。ありがとうございました。